

リース会計基準の改正に向けた対応

改正リース会計基準案から想定される会計処理の変更の影響及びその対応

国際的な比較可能性を担保する観点から改正議論が進展

IFRS等の国際的な会計基準では、借手の会計処理に関して、原資産の引渡しにより、リースの借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する「使用権モデル」により、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することとされています。

2023年5月2日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第73号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、改正リース会計基準案）を公表しました。その中では、国際的な比較可能性を担保する観点から、借手がすべてのリースについて資産及び負債を計上すること等が提案されています。2023年11月現在、ASBJは、寄せられたコメントを踏まえ、検討・審議中です。

改正リース会計基準の公表時期や適用時期は未定ですが、改正リース会計基準案では、適用時期は基準公表から2年程度経過した日以降開始する事業年度の期首からの適用が提案されています。このため、改正リース会計基準案の提案に基づけば、仮に2024年3月までに改正基準が公表された場合には、3月決算企業の場合、2026年4月1日に開始する事業年度の期首からの適用となります。

リース会計基準の改正により想定される会計処理の変更による影響

改正リース会計基準案から想定される会計処理の変更は、図1のように様々な領域に影響を及ぼす可能性があり、その場合、全社的なプロジェクトとしての対応が必要になります。検討すべき論点は多いため、プロジェクト上の課題を特定し、改正基準公表後のスムーズな対応を可能にするためには、早期に検討を開始しておく必要があります。

なお、他にも貸手の会計処理に関して、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（いわゆる第2法）が廃止される点や、サブリース取引におけるサブリースの貸手が、リースの分類を行う際は、ヘッドリースの借手として計上した使用権資産を参照することになる点も実務上考慮することになると考えられます。

図1：リースの会計処理の変更により影響を受ける領域の例



図2：全社プロジェクト化の必要性

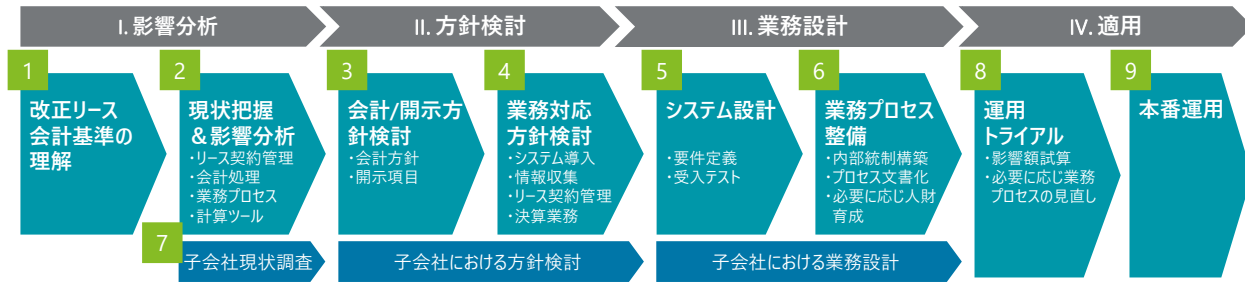
改正リース会計基準案の特徴	<ol style="list-style-type: none"> 「借手がすべてのリースについて資産及び負債を計上する」等、IFRS第16号「リース」との整合性を図る 国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定める、又は、経過的な措置を定める等、実務に配慮
リース会計基準の改正による影響	<p>リース会計基準の改正により、主に以下の様な影響と必要な対応が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 会計処理の適用範囲が拡大する（従前、識別されなかった取引がリース取引として識別される。） ➢ オペレーティング・リースとして識別されているリースに関する資産及び負債の計上 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 新たに識別されるリース取引や、オペレーティング・リースとして識別されているリース取引の契約管理が必要 ➢ 業務オペレーションやITシステム、内部統制等、社内の多くの部門へ影響が及ぶ <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 経理/財務部門だけで方針決定することが困難で、他部署との連携が不可欠
プロジェクト上の課題	<ol style="list-style-type: none"> リース取引に関する契約管理や利息法による計算に関するシステムの改定等、長期間かつ大掛かりな対応が必要になり、要件定義が重要となる場合がある 同業他社の対応状況等、対応方針決定にあたって情報収集が必要となる可能性がある

全社プロジェクト化の必要性

リース会計基準の改正への対応ステップ

リース会計基準の改正に対応するため、各領域への影響を考慮し、効率的に進めることが考えられます。

図3：改正リース基準対応のための導入ステップ



実施タスクの概要

1	改正リース会計基準の基本理解（確定基準公表前には、公開草案ベースで検討可能な範囲で実施）
2	該当取引及び契約管理の現状調査、会計処理・管理会計への影響検討、業務プロセスへの影響検討、計算ツール初期検討
3	会計方針、開示項目の決定
4	会計/開示方針を踏まえたシステム導入要否の決定、情報収集方法の決定、リース契約管理や決算業務等の影響業務特定
5	リースシステムの要件定義、受入テスト（システム導入しない場合でも使用する計算ツールの計算ロジック確認等が必要）
6	リース契約管理、決算業務の変更点の整理、内部統制の構築、変更後業務プロセスの文書化、必要に応じ人財育成
7	子会社の現状調査、方針決定、業務設計について親会社主導で推進
8	整備したシステム・業務プロセスに基づく運用トライアル実施、必要に応じ業務プロセス見直し
9	定期的な見直し、運用のメンテナンス、決算対応

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド および デロイト ネットワーク のメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のグローバル プロフェッショナル グループ のひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファーム および 関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバーファーム であり、保証 有限責任会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー および それらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体 であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、ソドニー、台北、東京を含む）にて サービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファーム および それらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

貴社および貴社の関係会社とデロイト トーマツ グループの関係において独立性が要求される場合、本サービス内容がご提供できない可能性があります。詳細はお問い合わせください。

【お問合わせ先】

有限責任監査法人 トーマツ
監査・保証事業本部

<http://www.deloitte.com/jp/i/audit>



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301